

JR連合 政策News

第223号

2012年7月31日

バス運転者の過労防止に向けた今後の課題について JR連合の考え方を主張！

～第4回高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会で関係者ヒアリング実施～

7月30日、国土交通省において「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」第4回会合が開催された。前回の検討会で、夏季対策を念頭に置いた、高速ツアーバスの夜間運行に係る交替運転者の配置指針を決定したが、今後はバス運転者の労働条件に関わる残された課題整理を行う予定となっており、今時会合では、論点整理を目的として、公益社団法人日本バス協会、高速ツアーバス連絡協議会及び労働組合からヒアリングを実施した。



冒頭主催者を代表して津川国土交通大臣政務官が挨拶に立ち、「夏季対策として、7月以降順次様々な取り組みを展開してきた。7月20日から一斉点検も展開しているところである。しかし、残された課題は山積している。同検討会はまさにバス運転者の労働条件について、あるべき姿を模索し、議論いただく場である。より安全なバス事業を構築するために、是非過労防止という観点から議論を展開いただきたい」との要請を受けた。

その後、今回の主たる議題である、関係団体からのヒアリングにおいて、JR連合は同じ労働組合代表として選出されている交通労連と連名で、「過労防止に向けた今後の検討課題について」（以下骨子概要）を提出、それに基づき逐次説明を行った。

「過労防止に向けた今後の検討課題について」概要骨子

- ・ 運行管理者については運行が行われている時間帯は常駐させるべき。
- ・ 新高速バス事業への早期移行ならびに移行後の高速ツアーバス事業を廃止すべき。
- ・ 夜間走行の負担を考慮し、夜間運行においては距離を問わず二人乗務の義務付けを。また、昼行便の取り扱いも含めて改善基準告示の見直し及び法制化を行うべき。
- ・ 低位になっているバス運転士の賃金改善が極めて重要であり、その背景にある旅行業者と貸切バス事業者の悪慣行を絶ち、双方における公正な取引の確保を図ること。
- ・ 現行なお違法行為が顕在化している高速ツアーバスへの処分強化を図るべき。併せて監査体制の強化を図るべき
- ・ ツアーバス事故以降複数立ち上がっている各検討会の整合性を諮るべき。
- ・ 悪質事業者を排除すべく、参入規制の見直しを図ること。

JR連合は、安全安心のバス事業を構築すべく、今後も引き続きバス関係労働者が安心して働くことのできる労働環境改善に向け、全力で取り組んでいく。